

初回期日 平成25年10月18日

平成25年(行ケ)第4号

原告 前島修

被告 広島県選挙管理委員会

答 弁 書

平成25年10月7日

広島高等裁判所第2部 御中

被告指定代理人

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県選挙管理委員会事務局(送達場所)

(電話 082-513-2605)

(FAX 082-223-6313)

事務局 長 村上 明 雄

事務局 次長 来山 哲

主 幹 木下 美樹生

主 任 藤原 輝 明



第1 本案前の答弁

- 1 原告の請求をいずれも却下する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 当選の効力について

平成23年4月10日執行の広島市長選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に不服がある公職の候補者は、公職選挙法206条1項により、その当選の告示の日から14日以内に、文書で本件選挙を管理する広島市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）に異議を申し出ることができる。本件選挙の当選の告示は同年4月11日になされており、本件選挙の候補者は、同年4月25日までに本件選挙を管理する市選管に対して文書で異議を申し出なければならない。

被告は、市選管が原告に対して行った平成25年5月27日付けの本件選挙の当選の効力に関する異議の申出を却下する決定の取消しを求める審査の申立てに基づいて、原告から市選管に平成23年4月25日までに異議の申出があったかを審査し、甲15号証の裁決の理由に記載したとおり、同日までに原告から文書で異議の申出が適法に行われたとは認められないとして、原告の審査の申立てを却下したものである。

なお、訴状の請求の原因にも「二 選挙の規定に違反する行為 14」に「法定期間内に異議申出を口頭でしていたのに、異議申出人である原告に異議申出書の提出を求めなかった」とあり、口頭の申出の有無、市選管の対応は不知であるが、文書で異議の申出は行われていないことは明らかである。

上記のように、被告は、原告による異議の申出は適法に行われたとは認められないとして、甲15号証の裁決の主文に記載したとおり、審査の申立てを却下したものであり、当選の効力に関する本件訴えもまた不適法となる。

2 選挙の効力について

市町村の長の選挙の効力に関する訴訟は、その選挙の効力に不服のある選挙人又は公職の候補者が、市町村の選挙管理委員会に対して異議の申立てをし、これについての決定を受けるという異議の手続を経て、さらにその決定を不服として都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てて、これに対する裁決を受けるという審査の手続を経た後、その裁決に対する不服

としてのみ提起することができるものとされている。(公職選挙法202条及び203条)

本件選挙の効力に不服がある公職の候補者は、公職選挙法202条1項により、当該選挙の日(平成23年4月10日)から14日(同年4月24日)以内に、文書で本件選挙を管理する市選管に異議を申し出なければならない。

しかし、原告は、本件選挙の効力について、市選管に適法な異議の申立てをしておらず、選挙の効力に関する本件訴えは不適法である。

3 結語

以上のとおり、本件訴えは不適法であるから、速やかに却下されるべきである。